

# 月例総会議事録

- 1 召集日時 平成29年11月17日（金）
- 2 開会日時及び場所  
平成29年11月17日（金） 午後1時45分  
防府市役所1号館 3階南北会議室
- 3 閉会日時 平成29年11月17日（金） 午後2時32分

## 4 委員氏名

### (1)出席者（16名）

（1番）石川 眞平 （2番）池田 静枝 （3番）中山 博祐 （4番）宇多村史朗  
（5番）井元 均 （7番）木原 伸二 （8番）古谷 修造 （9番）光井 憲治  
（10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子 （13番）鹿角 清美  
（15番）原田 道昭 （16番）内田 成男 （17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

### (2)欠席者（2名）

（6番）吉本 典正 （14番）池田 圭介

## 5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	中司 朱美

## 6 提出議案及び報告事案

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について

議案第57号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

報告第75号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第76号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第77号 農地法第18条但し書きの規定による合意解約について

報告第78号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第79号 現況証明書の発行について

報告第80号 農地法施行規則該当転用届について

報告第81号 農家基本台帳への登載願について

## 7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

9番 光井 憲治委員

10番 田村 正信委員

---

午後1時45分開会

○事務局 本日の月例総会でございますが、欠席の御連絡のありました委員さんは、6番の吉本委員さんと14番の池田圭介委員さん、お二人でございます。

出席委員さんは過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただきまして、引き続き議長としての議事の進行をよろしくお願いたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、9番、光井委員さん、10番の田村委員さんのお二人にお願いします。よろしくお願いたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第55号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書の1ページと、資料の1ページからになります。

議案第55号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が3件出されております。転用目的は太陽光発電設備が2件、建売住宅が1件です。

受付番号1、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積15.5haの農地で、施行規則第45条第2号に該当する、第2種農地です。

続きまして、受付番号2、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積4.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号3、建売住宅です。農地区分は集団農地面積9.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。議案55号の1番について説明します。

この案件は、———の農地を———が譲り受けて、太陽光発電設備を設置するために転用したいという申請です。

場所は、資料の1ページにありますように、———から約400mぐらいのところでは

10月13日に事務局と池田委員と現地確認を行いました。

譲受人の—————に電話で、10月17日にヒアリングを行いました。話によりますと、この土地は施工業者より紹介され、太陽光発電設備の設置のため譲り受けることにしましたということでした。資料の4ページ、事業計画にありますように、事業の実施状況ですけども、——周辺でも10か所ぐらい設置しておりますということでした。事業実施者のほうで、代表者は—————という方でした。

それから、資料の9ページの被害防除計画にありますように、雨水の排水、農業用の排水路へ流すということで、今までどおりの状態で排水路に流すということでした。整地をしてから防草シートを張りつけるということを知りました。

それから、土地改良区には了解をもらっています、それと——の自治会長さんへは、土地の利用の件については連絡をしましたということでした。

それから譲渡人の—————に、10月20日にヒアリングを行いました。お聞きしたところ、今までは営農をしておらず、草刈りは地区の知り合い等をお願いをして、管理を継続しておりましたということです。これからも維持管理していくのに大変だという思いがあり、不動産屋に、土地を探している人がいれば、紹介してくださいというお願いをしておりましたところ、今回連絡をもらい譲渡の話がまとまりましたと、それで了解に至りましたということでした。

また、—————にも、この土地を業者に売り太陽光発電設備を設置するということを確認しておりますということでした。

この申請地は、周辺の営農へも支障は考えられないことから、許可要件を満たしていると思われる。皆様方の御審議お願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。——地区、圃場整備の話がかなり進んでいると思うんですけど、ここは該当しないと。

○13番 該当しないところ、県道のすぐ下のところです。

○11番 該当してないところ、ありがとうございます。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、採決いたします。御承認いただける方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の井元です。議案第55号の2番を御説明申し上げます。

農地法第5条による所有権の移転、目的は太陽光発電でございます。現地を11月13日月曜日に、

小委員長吉本さん、事務局、私どものほうで、確認に参りました。

場所は資料の7ページを参照いただきまして、—————抜けて四、五百mぐらいの、道路から見ると左側下側の中央部分ぐらいになります。

ここ一帯は—————では、一番農地がまとまっているんですが、実際耕作されている農家は自家用野菜1、2軒程度でございまして、ほとんどが保全管理状態、その中であって—————、譲渡者でございまして、——在住ということで、管理が行き届いていなくてアワダチソウがかなり目立っているところで、周辺については、とりあえず保全管理の状態のところがほとんどでございまして。

譲渡人—————の農地を、太陽光発電開発業者—————、実際、相手側に話を聞いたのが、仲介に入っている—————という不動産会社と事前に—————ともに伺っております。—————のほうは、遠隔地ということで管理は行き届かないので、不動産屋さんに任せているということでございまして。

一方、—————の担当者の方には、計画書のとおり忠実に作ってほしいということで、相手方に伝えてほしいということで確認をしております。

計画書の中にありますように、ここの業者さんは国内でも相当大手の太陽光の業者さんで、インターネットで調べましても、ここに書いてある事業規模の実績どおりでございまして。県内5か所、防府にも1事例で既に実績がございまして。

それと、あと周辺の農地への影響等、被害防除計画の中で、雨水等農業用排水路と書いてあるんですが、この地域はため池等あるんですが、既に水路等が潰れていて、もう管理がされていないような状況で、責任者等もおられませんので、先方には明記していないということでございまして。

立地基準、一般基準を照らし合わせまして、地元の委員としては、仕方ないというような状況でございまして。皆さんの御審議をよろしくお願い申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

○11番 11番、石田です。このあたりに今地図上にある（発言する者あり）南側のほうから上がっていく。

○5番 —————で申しますと、—————に向かう広い新しく付けた道路の取り付けのところに3か所ですか、既に太陽光が設置してありまして、周辺等のトラブルについては、現時点ではまだないので、大丈夫じゃないだろうか。

ここは、周辺には、ここにも書いてありますが、民家等が一切ございせん。だから、そこら辺の心配は多分ないと思います。

○藤井会長 よろしいですか。どうぞ。

○11番 11番、石田です。この前、休耕ばかりということだったんですけど、今、—————なんですかね、若手では、将来的に規模を拡大していきたいとか、そういった思いの方—————だけでしょ

うか。

○5番 5番の井元です。今の御質問なんですけども、実際今回の農地パトロールと一緒に一番まとまった所なので見に行っております。

その中の話でも、とりあえず新規とか、そういう就農者にはここらあたりが一番いいんじゃないかという話までしたんですけど、現時点で、なかなか国のほうの施策もありまして、正直申しまして、やむを得ずといったのが、そこら辺でございまして。

実際今の場所の南側の山手は400規模の————の妹さんところが、既に設置は終わっております、そういうことも踏まえて、やむを得ずにしかたなかろうという考え方でございます。

○11番 ありがとうございます。

○4番 4番、宇多村ですけども、関連で、今、売電価格下がった状態だと思うんですけど、これは幾らつけてあるんですか。

○5番 今回は、そこまでは、個人情報的なものがあって確認は、正直しておりません。ただ、譲渡人の方は、実際、——の土地、ここだけじゃないんですよ、もう全然手が届かない、不動産屋に任せて、ようやく相手方が見つかったっていうような話だったので、価格云々というよりは、恐らく手が切れてという感じのようなニュアンスの話でした。

○藤井会長 よろしいですか。

○4番 はい。

○藤井会長 ほかがございせんか。

今回の場合は、全体の農地のど真ん中にあるわけで、当然これからもこれを同じような開発進む、それも避けられないかなと思う、寂しい状態ですけど、これも仕方がないことかということで。ほかよろしいですか。

○11番 ここ第2種農地ということで、前、——で頑張っておられる人たちからも相談受けたことがあるんですけど、なかなか乗用の草刈り機とか買おうと思っても、高いし買えないし、誰か貸してくれるような人でもいれば、保全管理でもしてあげられるんだけどねっていうのは、相談されたことはあるんです。その辺も踏まえて、考えていかんと、こういうところがだんだん出るのかなと思いますので、また、よろしくをお願いします。

○藤井会長 ほかによろしいですか。御意見も出尽くしたようですので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番承認いたします。

続いて、3番、地元委員さん説明をお願いします。

○5番 5番の井元です。議案第55号の3番については、この案件は先月計画書なり、図面の不備と

ということで、保留になった案件でございます。

第5条による所有権の移転でございます、——の土地を——が  
建売住宅を2棟の計画でございます。

前回変更になっている点が、計画書なり図面はより詳しいものをつけていただいております。変更  
になった点は、被害防除計画の中の汚水等の処理が、前回、公共の上下水道を接続するという  
ことありまして、今回新たな計画書では、合併処理槽を通して農業用水路ということになって、その理由  
は不動産屋さんで電話で確認しましたところ、場所が13ページの資料の、これは——で、  
ちょうどこの図面にある——今なくなっているんですが、それと真っすぐ出たところが——  
に行く道でございます。

夜間も含めて非常に交通量の多いところでございます、公共下水のほうが、その道路の、図面で  
いくと南側のほうに実は通っておりまして、これに接続するためには、相当工事等について支障が多  
いということが見込まれるということで、今回合併処理槽のほうに変更したということでございます。

したがって、今回は、地元の水利組合——さんの了解もちゃんと取りつけたとい  
うことございまして、それらについては、計画書等について詳しく書かれたということござい  
まして、立地要件一般基準、立地基準とも地元農業委員としては問題なからうと判断しております。

それと、不動産会社、私ども初めて聞いた会社なので、資金計画もきちっとしてくれということ  
を、再度念押しをしております。

以上でございます。皆様方の御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。この案件は、先月資料を見るということで保留になった案件  
でございます。何か御意見のある方お願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認される方は挙手を求  
めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、可決、承認されました。

続きまして、議案第56号、57号、上程していただきます。今回、該当の委員さんが数名おられ  
ますが、本来なら退席していただくようになっておるわけですけども、どうでしょう、同席して審議  
してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、退席なしということで審議させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。議案第56号農業経営基盤強化促進法第18条第  
1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書2ページから内容を記載しておりますのでご覧ください。議案第56号につきましては、平成29年11月26日公告予定の利用権設定の申請が106件提出されております。農地の集積面積は50万1,791m<sup>2</sup>でございます。

内容としましては、106件中使用貸借の設定が45件、賃貸借の設定が62件、新規19件、更新23件、再設定68件となっております。それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第57号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書18ページから内容を記載しておりますのでご覧ください。

議案第57号につきましては、県で公告予定の利用権設定が73件になります。内容としまして、議案第56号の番号34から106までについて公社から貸し付けを行うものになります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。説明がありましたようにほとんどが更新、再設定ですけども、新規十数件ございます。それを中心に何か御意見がある方はお願いします。

○11番 11番石田です。再設定と書いてあるのは、理由か何か。

○16番 はい。これ農業法人の——が介入しております。

圃場整備の関係で、5年にわたって工事をやっているんですよ。契約期間は全て毎年変わっているんです。工区によって。完成してすぐ契約する。完成して契約するという感じで、ずれてきているんですよ。

再設定ということで、長期にはなるんですが、振興公社のほうからもお話がございまして、1本にしたらいんじゃないかということで、この際、全圃場を預かっているものを全て12年の——でということに預かせてもらいました。

だから、ちょっと34haあるんですか、それだけ全部出したら、という格好になっております。全て賃貸借の設定。1反当たり6,000円でいうことで、再設定ということになっています。

田が全て地権者から、同じ期間に一本統一させてもらいました。

以上であります。

○11番 ありがとうございます。管理が楽になるんだろうと提供がありました。ありがとうございました。

それと、56号で公社通さない契約がたくさんありますけど、1番から33番まで、その中で担い手の方とか、認定農業者さんとか、認定就農者の方とかはいらっしゃる、——ところも出されている。

これは、きのうも地元でそういう担い手の方が借りられるときなどは、今、地主さんに対して地代とか難しかったところもいろいろあるので、機構を通せば、多少なりともお支払いすることもできたり、分割するので、そのように勧めてはいるんですけど、今回は特に、使われないということで、役所のほうとか、委員会の事務局にも、なるべく機構を使うように促すべきじゃないかというのは、常々私も申し上げているところなんですけど、新しい委員さんも多くいらっしゃるの、できれば勧めていただければと思うんですけど。

○藤井会長 私も常々そういうことは申し上げています。たまたま今回、—————おられるからあれなんですけども、—————、公社を通さない理由は……

○9番 理由は別にないんですけど、そのものがどういうふうな、よくはわからないの（発言する者あり）はい、どうやったらいいのかというのが。だから、今まで本人とお話し合いして、その成り行きでずっとやっている。公社そのもののことが、ここへ来て初めてわかったもので。

ほとんどの者が、例えば、——とか、かなり農業盛んにやられる人は知っていると思いますけど、私のところは農業やる人は私1人で、誰もいないのですよ。1軒だけ百姓やっているぐらいで、だから、こういうふうな公社そのものの存在も知らなかったわけですよ。

だからもうちょっとアピールして、公社を通したらどういうメリットがあるとかを、教えてもらおうと今後の対応がよくできると思うんですけど。

○11番 11番、石田です。本来であれば、役所であれ、農業委員会の事務局であれ、届けを受けたときに、こういう制度でこういうことになっていますよと、こういう貸し出しする人にもこういうメリットがありますよとか、その辺を教えなければいけないと思うんです。

全体的な——なんですけど、農業委員の皆さんもその辺は把握しておいて、地元でそういう話があったときに、間に入って説明ができないといけないんじゃないかと思いますので、中間管理機構の仕組みですけど、今までは直接地主さんと耕作者がやりとりしました。ですけど、直接契約でしたよね。

間に中間管理機構というのが入るんです。そこで、土地の持ち主は機構に貸すと、機構が今度担い手に貸すという形をとるんです。いろいろなトラブルとか、直接やりとりによるトラブルの防止とか、あとは地代とか、農家のかわりに払ってくれたりとか、そういういろいろな多少はメリットが、地主さんにも機構を通すと、10アール当たり1万円ほど、ほんのわずかですけど、そういうメリットはあるわけでございますので。事務局も勧められたりはしているんですよ。

○事務局 貸したいという御相談があれば、管理機構を通した利用権設定は勧めさせてもらっています。ただ、積極的なPRというところまではいってないけど……

○11番 ぜひここは、農政係も含めて一緒に連携して勧めていただければと思います。

○事務局 わかりました。

○11番 担い手のほうも、ただ機構に預けたよという人がいたらすぐ借りられるわけじゃなくて、事

前に登録しておかなくちゃいけないんです。担い手もそれを使おうとしたときには、そこの農政係に行ったら、書類1枚書けば登録はできますので、ぜひ地元の担い手の方に登録を勧めてあげていただければと思います。

○8番 ちょっといいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○8番 私の分が28、29とあるんですが、そのような話をしましたけど、直接やったほうがいいというようなことで。説明しても、そんな複雑なことよりあんた引き継いでやってねというのが実態です。メリットがあるというけれども、その手続とってどうかこうとかするよりは、今までどおりでいいよというのが、私の場合はこの二方もそうです。

恐らく私の受けているのは皆それじゃないかと思う。知り合いだからというのと、人柄がわかるからというのと、それと、水利の管理もやっていますので、その辺で大丈夫だというように。

○11番 僕も直接いろんなお話受けるんですけど、受けたときに、僕も違いがよくわからないけど、機構を通してもらえたら、多少なりとあるので、よかったら使ってやってもらえませんかというところで、大きな国の方針でこっちの方向に行っていますと説明して、通すように勧めております。

○藤井会長 古谷さん言いましたように、最終的に決められるのは御本人同士ですけども、とりあえず、避けたいのは、そういったシステムを御存じなくて契約を進められることだけは避けたいと思いますので、この事務局もそうですけど、農林水産振興課にもその都度ちゃんと説明するようには、念を押しておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○8番 何か、どうしていいかわからないというのが基本です。皆さんどうしたらいいかわからないから、いついつまでって決まっているんです、何時までって、だから、総会に行っても、そんなものはいいとって、田舎じゃそんな話ですよ。理詰めしていくようなものじゃないですから。

その辺も今からPRというか、農家に対して、貸している農家に対してアピールする必要はあると思う。

○1番 1番、石川です。先ほどちょっと話がありましたが、5番に——出ているのですが、私のところでは、機構を利用しています。だから、ほかのほうでは機構の分もあるんですが、やっぱり調整区域が多いですね。ちょっと複雑になりますので、嫌がられるんです。

そういう相談があったとき、この前も1件持ってきたんですが、さっき言われたように、紙切れ1枚なので、これ書いて出してくれというのはやっています。言ってあげるんだけど、なかなか借り手がいないと調整区域は全く話が進まないです。非常に難しいです。

この方の場合は、実は地権者の方1人で住まわっていて、話ができる状況じゃないです。息子さんが時々来て、とにかくなんでもいいから早く契約してくれってとりあえず作って、そのうち契約書を出しているパターンだったんで、そういうのも徐々には増えてくる。

できるだけ説明して、申請書も持って行ってあげるようにはしているんです。そこをやらないと、わからないです。

○11番 そうですね。

○1番 その紙見たら、これ書いて出せばいいんだねというので、とにかく出しておこうというパターンはあります。

○16番 ちょっと今の関係ですが、16番、内田です。中間管理機構ですが、農地のあっせんで随分一生懸命やった時期があったんですよ、農業委員なりたてのところに。事務局からここ農地をあっせんしてほしいというのが。というのは、今まで第18条でこういうふうに利用権設定された。だけど、年とられて一遍にだめになった。おたく返しますよと。

そういう方は困っておられて、これはどうにか作ってもらえないだろうか、一生懸命動いたことがあるんですよ。ようし私が作ってあげようというような人はなかなかいらっしゃらない。

だから、そういうことでやってみて、光井さんとか積極的に自分が預かろうという方がおられたらいいですよ。だけどいらっしゃらないんですよ。そういうときにはどうしようもないから、中間管理機構に言ってみなさいと、それで一生懸命歩いたけどだめなんですよ。

地権者は中間管理機構に出される、そうすると、看板が今、——地区に大分立っています。第何条って。農地貸しますという看板が結構立っています。やはり手を挙げる人がいない。これも内容を聞くと、2年たったら没だそうですね。

1件は、こういう事例があったんですが、——までどうにかしてほしいということだから、圃場整備区内にあった田んぼですから、自分で作っておられたんですが、もうだめだということで預かったわけです。

これ圃場整備やってある田んぼだから、私どもは預かったわけですが、その方は——に随分あるんです、農地が。——だけじゃなくて、——出身の方で、——で定住されているわけです。

中間管理機構、話を聞くと、補助金が出るよと、全部農業やめます。コンバインもトラクターも全部売りますよというのであれば、離農ということで、政府からお金が出る。補助金が出る。受け手も補助金が出ると。一石二鳥で非常にいいんじゃないかというような話なんです。

今回のケースはどうかと、——で一部分預かったと3反ぐらいあるから、ほかに——のほうに、まだたくさんあると、それは全部だめなんです。全部預かり手がないと補助金はおらないと。そこは事情を説明させてもらいましたけれど、よく詳しく聞きなさいと言わないとしょうがないです。

農業委員が非常に詳しいわけでも何でもないので、まず、振興公社に言ってみなさいと。あんまりいい結果にはならないようですね、どうも。看板がいっぱい立っています。やはり借り手がないですよ。

○11番 そうですね。どこの地域も同じような状態だと思うんですけど、今のような形で、なかなか

深いところまで理解が、私どもできてない部分も多いんじゃないかと思うので。

会社のほうも、こういった農業委員会の場に呼んでいただければ、そういう説明とかもしますと言っていましたので、また、機会があればぜひ声かけてみたらいいんじゃないかと思います。勉強会みたいなのをやられたら、周知もできるんじゃないかと思いますので、お願いします。

○藤井会長 その件に、今、防府担当の中間管理機構の推進員さんには、——の——さん、——の——さん、2名が推進員として担当されていますので、ぜひこの場に来ていただいて、情報交換して、それから協力してみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

今、内田さんがおっしゃった離農が前提での補助金ですけど、確かに中間管理機構発足した当時は1反から5反までが30万円とか、50万円とかいろいろ何かありましたけれども、今、そんなに出るようなケースではなくなっていますので、余りそういう意味でもメリットがなくなっていますので、なかなか難しい話ですけども、とにかく情報をちゃんと農家の皆さんに伝えられるような体制をとっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○4番 いいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○4番 事務局にお尋ねしたいんですけど、小作料がありますよね、反当たり6,000円とか、標準で載っていますけど、それでは米が30kgとか。

小作料の取り扱いの中に、基準みたいなのは何かあるんですか。

○事務局 ないです。

○4番 ないね。実際、私のケースなんだけど、新規就農の人に3反余り私のミカン畑を預けているんだけど、中間管理機構を通して契約しているから安心なんですけど、そのときの単価が反当たり1,000円とか、500円、非常に少ないまま、我々とすれば土地を管理してもらえるという意味合いで、当時の人は預けて1,000円ぐらいでやっておられます。

——あたりでは1万円とかいうケースがあります。6,000円とかあるから、そこら辺の質問を将来受けたときに、我々が話すときに、何か説明できるようなものを用意していただければと思う。

○16番 いいですか。

○藤井会長 はい。

○16番 16番、内田です。小作料を払って使用貸借をするという人もおられますが、逆にお金を払うから作ってくれ、そういう形で処理した田んぼが何反かあります。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

たまらんこれは、草刈れないな、お金払うから管理してくれということで、だからやっていただいたところもあります。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

これには、逆に（「マイナスって書いておかないといけない」と呼ぶ者あり）小作料なんてもらえ

ないです。そういう場合には、中間管理機構はどうするの。逆にお金払う。

○11番 当然ただで、僕は全部ただで中間管理機構を通しています。全部のもんじゃないと思います。契約更新のときはただで更新やって。

ここに出ている使用貸借というのはただですからね、基本的には。

○16番 逆に1万円払うからやってくれ。

○11番 それはマイナスになるわね。

○16番 そういう方は結構多いんです、今。（発言する者あり）1万円払うからっていうようなところは、結構地権者が多いです。

受け手もお金をくれるなら、よしやってやろうかって、そんな感じですよ。

○11番 そういう時代になってきた……

○8番 今からはそういうふうになるかもしれないね。

○16番 そういうふうになってきつつあると思いますよ。

○藤井会長 防府はいつの時代からそうなったのか知りませんが、山口県内でも九州でもそうですけど、まだまだ1反当たりが1万円とか、1万2,000円ぐらいで利用権の設定しているところがほとんどでして、極端なことを言うとマイナスというのは、防府特異なものなんですけど、その辺状況が厳しいのかなという思いも……

○11番 それだけ農政に力を入れても担い手が育ってないということですね。

○17番 私、だいぶ田んぼがあるんですけど、今、1反当たり6,000円払っているということで、それで今度は農政政策で7,500円ぐらいになるということで、地区で6,000円は高いから、このたび4,000円ぐらいにしてもらわないとやりきれないという話はあるんです。

それを管理機構のほうへ言って、今、頼んでいるけども、ただのところもあるし、6,000円じゃ高過ぎるんじゃないかという話も出ております。管理機構になって6,000円になったと、それで、なくなったら7,000円ぐらいになるから、4,000円ぐらいにしてもらわないとやれないぞというのがほとんどです。

○藤井会長 内田さんのところも下げてもらうように検討してもらうことも考えられる。（発言する者あり）

○15番 5,000円。（発言する者あり）当初6,000円だった。

○16番 —————、最初6,000円でやっていて、もうとって、最初は2,000円。

隣の——さんが6,000円払っているのに2,000円はないだろう、そういう意見はあるんですよ。両方に田んぼを持っておられる地権者がいますから。

何で、おかしいじゃないかと言う人もおられるですよ。そういう人に限って草刈り等の協力は余りしてくれないんです。

これは、——地区は適当にじょうずにバランスをとらないとしょうがないね。米価なんかも、皆さんがよく話し合って、だから保留米については統一しようかと、そういうふうなことをしないと、なかなか難しいところがあります。

○4番 だから、こういう声があるというのをよく知ってくれないと。

○16番 農業委員さんにも初めての方もいらっしゃるので、やっぱりそういう特区地区もあるよというのを……

○藤井会長 ほかに何か御意見のある方。何かありましたら。よろしいですか。

御意見がないようですので、採決に入ります。議案第56号、第57号、御承認いただける方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第56号、第57号、可決、承認いたします。

議案審議は以上でございます。報告等は75号から81号でございます。目を通していただいて何かあればお願いします。

午後2時32分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年11月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員